

榛東村立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
榛東村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、榛東村長が榛東村教育大綱として定めている。教育大綱を受け教育委員会では、変化の激しい社会情勢等に対応していくため、教育振興基本計画により4つの教育政策と13の目標を定めている。その中で、「教職員が十分に力を発揮できる学校指導体制の整備等」を目標の1つに掲げており、「業務内容等の精査、勤務時間管理」「部活動指導員及び外部指導者の配置」「教職員の主体的な健康管理」を主な取組としている。

本計画は、前述の主な取組の実現に向けて実施されるものであり、その達成は本村の学校教育の基本方針の実現に向けて必要なものと捉えている。

(2) 本村の現状

○本村では、令和2年4月1日に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間記録の上限に関する方針として、「榛東村立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」を定め、教育職員の在校等時間記録の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る職員の割合	月80時間を上回る職員の割合
小学校	月27時間	17.3%	0.6%
中学校	月32時間	22.3%	6.9%
全校	月29時間	18.9%	2.7%

○時間外在校等時間の年平均は月30時間程度であるが、月45時間を超える割合が18.9%、月80時間を超える割合が2.7%となっている。教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

○1箇月時間外在校等時間が80時間以下の職員の割合を100%にする。

○1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

○ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を3%まで減少させる。【令和6年度5%】

- ストレス要因としては、「対処困難な児童・生徒への対応」「保護者対応」「学習指導」が高い結果となった。高ストレス者のストレス要因としては、「人間関係（上司）」「校務分掌」「保護者対応」が高い結果となった。
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

学校以外が担うべき業務

- 安全な登下校のための見守り活動、通学班編制等（「3分類」①関係）
 - ・交通指導員等による見守り活動を継続・推進する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・榛東村契約によるスクールロイヤー制度を活用し、一校ごとに迅速、臨機応変な協力体制を整えることで、当該苦情等に法的側面からの助言を受け、事案に沿った対応ができるようにする。
 - ・学校は、教育的配慮の範囲内で適切に対応する。また、特定の教職員が一人で課題を抱え込まないように、校内における組織的対応の整備を行う。

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、事務的業務の負担を軽減する。
- 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・部活動ガイドラインに基づき、活動時間や休養日の基準を遵守する。
 - ・平日の部活動について、時期や実情に応じた活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業補助、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・授業補助等を行う学習支援員を配置することで、教育職員が児童生徒一人一人に向き合う時間を確保し、より充実した指導、支援を行えるようにする。
 - ・校務支援システムや自動採点ソフト等の活用により、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が生徒支援関係の校内会議に参加することで、専門的な知見を取り入れる。また、校内支援センター、教育支援センターと教職員が連携・協働することで、支援を充実させる。
- ・必要に応じて、児童相談所や警察など、外部の専門機関を活用することで、協力・連携のための体制を構築する。

(2) 学校において講ずべき措置

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間における勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、校務分掌の効率化及びデジタルデータの蓄積を行う。また、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を行い、校務のさらなる効率化を進める。
- 校務分掌の業務内容を見直すとともに精選を行い、業務の量的・質的負担の軽減を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、校長が長時間労働による健康障害リスクを十分に説明し、面接指導を実施する。また、面接後のフォローアップ体制として、産業医やスクールカウンセラーとの連携を強化し、必要に応じて勤務軽減措置を講ずる。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、教職員に対する働きかけをするとともに、組織体制の整備を推進する。
- 学校における定時退勤日を、実情に応じて実施することを推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を教育委員会事務局が毎月把握し、毎年度、榛東村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、PC上の出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを行い、指導する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校において時間外在校等時間の適正化が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を徹底する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、取組推進を実施する。
- 各学校に対して、本計画の意義及び目的が校内において十分共有されるようにするとともに、各教職員の勤務状況等を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を継続的に進めることができるよう、指導する。
- 時間外在校等時間の上限の範囲を超えた教員等がいる場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、以降当該上限の範囲を超えることのないよう、速やかに必要な措置を講ずることを各校において徹底する。